

令和6年度第5回総会（月例）議事録

日 時	令和6年9月3日（火） 午後4時開会
場 所	市役所西別館1階 東部保健センター講堂
出席委員 （15名）	上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員） 池田 晃 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 枇杷 稔 穂満 和廣 堀之内 薫 横峯 明人
欠席委員 （4名）	有村 伊智博 上四元 正昭 福永 大悟 本多 剛
事務局	事務局長 種村 主 幹 竹之内 支局主任 陣ヶ尾、小山田、山下、山崎、山中、児之原、栗須 専門員 高山、指宿、有馬、新村、吉満、折田、渡邊、真方、福元 主 査 安樂、上崎 主 任 矢崎、米倉
農政総務課	主 査 神崎
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農用地利用集積計画に関する件 7 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 8 地域計画に係る意見書に関する件 9 農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件（取り下げ） 10 農地利用最適化推進委員の募集に関する件
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 3 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 4 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 5 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 6 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 7 農地パトロールについて

議 長	<p>開 会 (午後 4 時)</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 6 年度第 5 回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局から連絡事項があります。</p>
事 務 局	<p>資料の修正をお願いいたします。</p> <p>今回、議題 9「農用地利用集積等促進計画に係る意見書に関する件」について、7 件ともすべて取下げとなりましたので、議題 9 自体が取下げとなります。</p> <p>議案書表紙の議題 9 について削除をお願いします。</p> <p>また、今回台風 10 号の影響により総会が 8 月 28 日から 9 月 3 日に延期となりましたので、議案書表紙下部の日時、議案書の中の議題 1 から議題 5、報告事項 3、4、5 の各ページおよび別冊資料 6 の各ページ右上に記載してある提出日について、8 月 28 日を 9 月 3 日に読み替えていただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、議題 6「農用地利用集積に関する件」についても修正がございますが、これについては議題 6 の説明の際に改めて述べさせていただきます。</p>
議 長	<p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 15 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、有村委員、上四元委員、福永委員、本多委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、仮屋委員、穂満委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1. 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 11件	
議 長	<p>それでは、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2 番 委 員	<p>ご報告します。 番号1号、申請理由：贈与、受贈、権利の種別：所有権移転、贈与。 この件について、補足説明いたします。 譲受人は、現在の経営農地はありませんが、本人および農業に従事する世帯員に30年以上の農作業経験があるため、新規就農には該当しません。 番号2号、労力不足、実習農園、使用貸借権、期間：20年。 この件について、補足説明いたします。 借人は、申請地周辺で社会福祉施設等の運営を営む社会福祉法人です。 借人が運営する社会福祉施設の利用者に対し、農作業を通して就労継続支援を図るために申請地を使用貸借し、実習農園として利用するものであることから、農地法の不許可の例外規定である、農地法施行令第2条第1項第1号ハに該当することから、農地を使用貸借することができるかと判断したものです。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。 番号3号、労力不足、新規就農、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、6番委員お願いします。</p>
6 番 委 員	<p>ご報告します。 番号4号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 番号5号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉田、11番委員お願いします。</p>
11 番 委 員	<p>ご報告します。 番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 この件について補足して説明します。 譲受人は市内において約50年の農業経験があることから、新規就農には該当しません。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、5番委員お願いします。</p>

5 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について、補足説明いたします。</p> <p>譲受人は、従前から申請地において営農経験があり、今回、贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、7番委員お願いします。</p>
7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号8号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従前より本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>番号9号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>この件について補足して説明します。</p> <p>譲受人は、現在の経営農地はありませんが、従前より本市において営農経験があることから、新規就農には該当しません。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>
1 7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号10号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、郡山、19委員お願いします。</p>
1 9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、番号2号は、農地法施行令第2条第1項第1号ハの不許可の例外規定に該当し、それ以外の全ての案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ 3件	
議 長	<p>次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題4「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号1号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、9番委員お願いします。</p>
9 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅1棟69.56㎡、庭敷地等385.44㎡、変更後：建売住宅1棟69.56㎡、庭敷地等187.46㎡、申請事由：当初計画の通りに建売住宅1棟を完成させているが、申請地の一部を一般住宅建築のための土地取得要望があり、建売住宅の敷地面積を縮小するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和5年9月12日、許可番号：農委第0525-28号。</p> <p>番号2号、変更前：建売住宅1棟69.56㎡ 庭敷地等385.44㎡、変更後：住家1棟91.94㎡、庭敷地等108.17㎡、申請事由：承継人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和5年9月12日、許可番号：農委第0525-28号。</p> <p>番号2は6ページの第5条番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>6ページです。</p> <p>番号1号、用途・施設：住家1棟91.94㎡、庭敷地等108.17㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道、西・南…別件事変申請地 北…宅地、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、権利の種別：所有権移転売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、17番委員お願いします。</p>

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、変更前：総面積3,491.09㎡、変更後：総面積3,646.13㎡、申請事由：倉庫の配置の見直しの為一体利用の原野部分を一部拡張。権利の種別：所有権移転、許可日：令和6年5月14日、許可番号：農委第0585-41号。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」3件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>また、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件</p> <p>5ページ 1件</p>	
議長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>
6番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：事務所付住宅1棟297.58㎡、駐車場75.00㎡、転回場等514.56㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…市道 西…山林、宅地、南・北…私道、境界…土留、雨水…市道側溝、汚水…公共下水道。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>

議題4. 農地法第5条許可申請に関する件 6ページ～8ページ 8件	
議 長	次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。 先ほど谷山の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の7件について審議していただきたいと思ひます。 まず、伊敷、13番委員お願ひします。
13番委員	ご報告します。 番号2号、用途・施設：駐車場131.00㎡、資材置場71.00㎡、通路36.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東…国道、西・南・北…宅地、境界…ブロック積、雨水…自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉野、6番委員お願ひします。
6番委員	ご報告します。 番号3号、住家1棟89.64㎡、庭敷地等161.36㎡、東・北…宅地、西・南…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	次に、吉田、11番委員お願ひします。
11番委員	ご報告します。 番号4号、住家1棟54.65㎡、庭敷地等133.35㎡、東・北…里道、西…水路 南…雑種地、境界…ブロック積、雨水…水路放流、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。 番号5号、駐車場163.25㎡、資材置場117.00㎡、通路等436.75㎡、東…農道 西・北…宅地、南…市道、境界…ブロック積、雨水…自然流下、所有権移転、売買。 番号6号、住家1棟89.43㎡、庭敷地等405.57㎡、東・南…貸人田、西…宅地、北…市道、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、使用貸借権。 以上です。
議 長	次に、松元、17番委員お願ひします。

17番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号7号、建売住宅1棟86.12㎡、庭敷地等355.88㎡、東・南…市道、西・北…他人畑、境界…ブロック積、雨水…市道側溝、汚水…合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、貸木材置場651.50㎡、倉庫1棟90.00㎡、通路等291.50㎡、東・西…他人畑、南…市道、北…宅地、山林、境界…土留、雨水…自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」7件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>
<p>議題5. 非農地認定に関する件</p> <p>9ページ～11ページ 8件</p>	
議長	<p>次に、議題5「非農地認定に関する件」を審議します。</p> <p>まず、本局、2番委員お願いします。</p>
2番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、谷山、9番委員お願いします。</p>
9番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、調査結果：住家1棟、62年経過、現況宅地。</p> <p>番号3号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、調査結果：コサン竹自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号5号、調査結果：公民館1棟、23年経過、現況宅地。</p> <p>以上です。</p>

議 長	次に、吉野、6番委員お願いします。
6 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：ゴキ竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。 番号7号、調査結果：共同住宅2棟、16年経過、現況宅地。 以上です。
議 長	次に、桜島、5番委員お願いします。
5 番 委 員	ご報告します。 番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」8件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。
議題6．農用地利用集積計画に関する件 12ページ～17ページ 9件	
議 長	次に、議題6「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>資料は12ページ、「議案第6号」農用地利用集積計画に関する件」です。 説明の前に、資料の修正について、ご案内します。 資料の13ページから17ページの公告予定ですが、「令和6年8月30日」を「令和6年9月4日」に、資料13ページの「移転時期」と「引渡時期」、資料14ページ、16ページから17ページの「始期」ですが、「令和6年9月1日」を「令和6年9月4日」に、最後に、資料15ページ、「始期」の「令和6年9月1日」を「令和6年10月1日」に、「終期」の「令和12年8月31日」を「令和12年9月30日」にそれぞれ修正をお願いします。</p> <p>これらは、台風10号の影響により、総会日程が延期されたことに伴うもので、いずれも関係者の了解を得ております。</p> <p>それでは、議案の説明に移ります。 資料の12ページをご覧ください。 「議案第6号」、令和6年9月4日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、ご説明申し上げます。 右側の一番下になります。 所有権移転1件、2筆、508.00㎡。賃貸借権8件、13筆、12,921.00㎡。合計9件、15筆、13,429.00㎡です。 議案書の13ページから17ページは、農用地利用集積計画の内容です。お目通しをお願いいたします。 これらは、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
議題7. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 2件	
議長	<p>次に、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。 まず、伊敷、13番委員お願いします。</p>

1 3 番 委 員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、資材置場及び通路</p> <p>4. 現況、申出地は、小山田町中ノ甲地区にあり、伊敷支所から北西へ約</p> <p>6. 5 kmに位置し、東側は宅地、西側は他人田・宅地、南側は他人田、北側は本人田・農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部に接していないが、住宅と連たんしており、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、7番委員お願いします。
7 番 委 員	<p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、一般住宅及び通路</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約</p> <p>5. 8 kmに位置し、東側は他人畑・農道、西側は渡人畑、南側は渡人畑・里道、北側は宅地・他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮して下さい。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8. 地域計画に係る意見書に関する件</p> <p>別冊資料3 4件</p>	
議 長	<p>次に、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料3です。</p> <p>それでは、農政総務課から説明をお願いします。</p>

農政総務課	<p>議題8「地域計画に係る意見書に関する件」について説明します。 別冊資料3の1ページをご覧ください。 今回は4件ありまして、うち2件が新たに策定するもの、残りの2件は変更するものです。 策定については、それぞれの農林事務所から説明をお願いします。</p>
吉野支局主任	<p>それでは、3ページです。 地域名 吉野町実方（実方） 実方地域は吉野町の南西部に位置しまして、実方集落により構成されております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方 区域内の農用地等面積 5.5haで、農用地の全ては田となっております。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題 水稻のほか、バラやユリの花き栽培が行われており、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の発生、水路、土手の維持管理が課題となっております。</p> <p>(3) 将来の在り方とそれに向けた目標 引き続き、水稻栽培や施設利用を行っていくこととしておりますが、継続が困難な状況に陥った場合は、国の制度等を活用し、地域の話し合いを継続して参ります。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標 現状の集積率 31.1% 将来の目標とする集積率 40.0% 次に、4ページです。</p> <p>(3) 農用地の集積、集団化の取組 地域内での話し合いを継続し、耕作者ごとに農地の集約を図る。</p> <p>(4) 多様な経営体の確保。育成の取組 地域内外にかかわらず、新規就農者や担い手の積極的に受け入れ、新たな担い手の確保と育成を図る。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者） 認定農業者3名 利用者73名 目標地図は、6ページをご覧ください。 以上です。</p>

喜入支局主任	<p>それでは、7ページです。</p> <p>地域名 西佐多町塩杣（塩杣）</p> <p>この地域は吉田地区の北部に位置し、塩杣集落により構成されております。</p> <p>1 地域における農業の将来の在り方</p> <p>区域内の農用地等面積 7.44ha ほぼ水田です。</p> <p>(2) 地域農業の現状及び課題</p> <p>水稲地帯であり、自家用米が主流で、圃場は起伏の激しい場所が多い地域です。</p> <p>(3) 将来の在り方とそれに向けた目標</p> <p>有害鳥獣被害対策を行いながら、できる限り水稲栽培について現状維持を行う。</p> <p>(2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標</p> <p>現状の集積率 0.0% 将来の目標とする集積率 20.0%</p> <p>次に、8ページです。</p> <p>(3) 農用地の集積、集団化の取組</p> <p>規模拡大を希望する農業者が出てくれば、その農業者に農地周辺に集約を行う。</p> <p>(4) 多様な経営体の確保。育成の取組</p> <p>地域内外にかかわらず、農業者を受け入れることに加えて、営農指導等による育成を図る。</p> <p>(5) 農作業委託の取組</p> <p>普通期水稲での吉田地区稲作研究会による航空防除の利用拡大を推進する。</p> <p>4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）</p> <p>利用者21名</p> <p>目標地図は、11ページをご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
農政総務課	<p>引き続き、13ページです。</p> <p>下福元町（玉利・大野原）地域です。</p> <p>こちらは変更ですが、新たに担う者の設定がされるものです。</p> <p>次は、15ページです。</p> <p>喜入瀬々串町（瀬々串上、瀬々串中、瀬々串下、浜田）地域です。</p> <p>こちらは4つ地域について、担う者の変更と設定がされるものです。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、農政総務課から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、事務局として何か意見がありますでしょうか。</p>

事務局	<p>今回新たに策定する2件につきましては、制度の周知徹底を十分に図ることということで農業委員会の意見として述べさせていただききたいと思います。</p> <p>変更につきましては、特に意見はございません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、議題8「地域計画に係る意見書に関する件」4件につきましては、原案どおり決定いたします。</p> <p>なお、4件のうち今回新たに策定する2件については、「制度の周知徹底」を農業委員会の意見として提出したいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、そのようにすることといたします。</p>
<p>議題10. 農地利用最適化推進委員の募集に関する件 別冊資料5</p>	
議長	<p>次に、議題10「農地利用最適化推進委員の募集に関する件」を審議します。別冊資料5です。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>議題10「農地利用最適化推進委員の募集に関する件」について説明いたします。</p> <p>別冊資料5をご覧ください。</p> <p>来年一斉選任となる農地利用最適化推進委員につきまして、次のとおり募集を行うものです。</p> <p>1 業務の内容 担当地域内における農地等の利用の最適化の推進のための活動</p> <p>2 定数及び任期 定数は18人、任期は委嘱の日から令和10年4月28日までです。</p> <p>なお地域ごとの定数は、次の3のとおり、谷山地域3人、中央地域1人、他の地域が各2人ずつとなります。</p> <p>4 募集期間 令和7年2月3日（月）から3月3日（月）までの概ね1ヶ月となります。</p> <p>5 募集方法 農業者等3人以上の連名による推薦（個人推薦）、農業者が組織する団体及びその他の関係者からの推薦（団体推薦）、個人による応募の3通りとなります。</p> <p>6 推薦を受ける者及び応募する者の要件、7 募集時広報につきましては、前回の内容と一緒にとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>8 推薦及び応募に関する状況の公表 募集期間の中間及び終了後に本市のホームページや掲示板に公開することといたします。</p> <p>9 委嘱手続 農業委員会に設置した評価委員会に対し評価の意見を求め、評価委員会の意見の報告にある候補者について、農業委員会の総会に諮り決定し委嘱することとなります。</p> <p>以上です</p>
<p>議長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、議題10「農地利用最適化推進委員の募集に関する件」については、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>議題の審議は以上です。</p> <p>続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1. 法務局から照会のあった農地等の現況について 18ページ～20ページ 3件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、本局、2番委員お願いします。
2番委員	報告します。18ページです。 照会日：令和6年7月19日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内 にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、谷山、9番委員お願いします。
9番委員	報告します。19ページです。 照会日：令和6年8月5日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域 内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年8月16日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、13番委員お願いします。
13番委員	報告します。20ページです。 照会日：令和6年7月17日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区 域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和6年7月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2. 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 21ページ～22ページ 8件	
3. 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 23ページ～27ページ 13件	
4. 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 28ページ 1件	
5. 農用地利用集積等促進計画に関する報告について 29ページ～30ページ 2件	
議 長	次に、報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項3「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。

事 務 局	<p>21ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項2「農地法第3条の3届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は8件です。</p> <p>登記地目別では、田19筆、12,202.00㎡、畑46筆、26,820.25㎡となっております。取得した事由別数は、相続が8件。権利の種別は、所有権が8件。農業委員会によるあっせん等は、有が2件、無が6件となっております。</p> <p>22ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、23ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項3「農地法第4条・第5条届出専決に関する報告」の集計表です。</p> <p>これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、一般住宅が2件となっております。</p> <p>第5条関係では、上から順に一般住宅が10件、駐車場が1件、合計11件となっております。</p> <p>24ページは、4条関係2件、25ページから27ページは、5条関係11件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、28ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項4「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」です。</p> <p>松元地区で1件、合意解約の通知が出ております。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>次に、29ページをお開き下さい。</p> <p>報告事項5「農用地利用集積等促進計画に関する報告について」です。</p> <p>これは令和6年5月27日に開催した令和6年度第2回総会及び、令和6年6月28日に開催した令和6年度第3回総会において、「同計画に係る意見書に関する件」として、審議いただいた件について、県知事の認可があったことを報告するものです。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権2件、5筆、4,981.00㎡です。</p> <p>30ページは、農用地利用集積等促進計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>
<p>6. 「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について 別冊資料6 163件</p>	
議 長	<p>次に、報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」別冊資料6です。</p> <p>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>

事 務 局	<p>報告事項6「農地法の運用について」に基づく農地・非農地判断に関する報告について」報告いたします。</p> <p>別冊資料6をご覧ください。</p> <p>7月の地区推進協議会等で計163筆の非農地判断を実施して頂いております。実施結果に基づきまして、関係部署及び備考欄の通知日に所有者へ通知書を送付しております。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。</p>
<p>7. 農地パトロールについて</p> <p>別冊資料7</p>	
事 務 局	<p>報告事項7「農地パトロールについて」報告いたします。</p> <p>別冊資料7をお開き下さい。</p> <p>実施期間ですが、令和6年9月19日（木）から9月30日（月）までを中心に実施します。</p> <p>調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。活動強化月間として取組んでいるものでございます。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 遊休農地の調査は、写真を撮り現況記録簿に記録。 ② 無断転用農地は、無断転用調査票に記入。 ③ 農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、別紙利用変更届出調査票に記入します。 <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等対して今後の活用について意向確認等を行います。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、2ページから4ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は、全て終了しました。</p> <p>（議事終了：午後4時40分）</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>

事務局	・令和6年度第6回総会（月例）開催日時は、 9月27日（金）午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
議長	以上で、本日の総会を終了いたします。 閉会（午後4時45分）

